

世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例

世田谷区立保健福祉センター条例（平成８年１２月世田谷区条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第２条の表世田谷区立世田谷保健福祉センターの項中「東京都世田谷区世田谷四丁目２２番３５号」を「東京都世田谷区世田谷四丁目２２番３３号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１９日から施行する。